

郡山市告示第354号

郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）に基づき旧郡山市立栢山神小学校・旧郡山市立三代小学校活用事業者選定審議会設置規程を次のように定める。

令和7年11月13日

郡山市長 椎根 健雄

旧郡山市立栢山神小学校・旧郡山市立三代小学校活用事業者選定審議会設置規程

（設置）

第1条 郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）第1条第1項第3号の選定に関し、旧郡山市立栢山神小学校・旧郡山市立三代小学校活用事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌する事務等）

第2条 審議会は旧郡山市立栢山神小学校及び旧郡山市立三代小学校の活用事業者の候補者を選定し、審議会の庶務は財務部公有資産マネジメント課において処理する。

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年11月13日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、審議会の審議が終了したときに、その効力を失う。